

総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会・電気事業分科会

第13回買取制度小委員会

日時：平成23年1月25日（火） 11：00～13：00

場所：経済産業省国際会議室

1. 開会

○柏木委員長

それでは、総合資源調査会新エネ部会・電気事業分科会、第13回買取制度小委員会を開催させていただきます。本日も、大変ご多用中のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

1月18日に開催した前回委員会では、昨年9月からご審議いただいております、再生可能エネルギーの全量買取制度の詳細制度設計について、皆様に報告書案のご審議をいただいたところであります。昨日、電気事業分科会がございましたので、皆さんにお約束したことを遵守すべく、ご報告をしましました。特にここで出た留意事項の点も、私なりに、委員長として極めてニュートラルな観点で、こういう議論があったということも申し述べて参りました。何人かの方は電気事業分科会の委員でもいらっしゃいますので、そのいきさつはおわかりいただけていることと思っております。

本日の議題は、再生可能エネルギーの全量買取制度についてではなく、平成23年度の太陽光発電促進付加金単価及び太陽光発電買取価格等についてです。ご存じとは思いますが、現在実施しております太陽光発電の余剰電力買取制度は、ちょうど一昨年の7月にエネルギー供給構造高度化法が成立し、その年の11月、すなわち一昨年の11月から、太陽光発電のみに関して、住宅用並びに非住宅用からの余剰電力だけを対象に固定価格の買い取りを始めています。

太陽光発電促進付加金に関しては、制度が開始されたのがちょうど一昨年11月で、平成21年（11月～12月）の買取実績が少なかったことから、昨年度は実質負担が生じませんでした。平成23年度に関しては、制度を開始してからの14か月分の買取実績に基づく太陽光発電促進付加金の負担が今年の4月から始まります。それぞれ地域の電力会社によって、太陽光発電促進付加金の単価が少し違ってくると思いますが、最近新聞等々で報告されているとおりでありまして、平均すると4銭ぐらいです。従って、1家

庭で300キロワットアワーを使っていますと、平均12円つくことになるのでしょうか。そういった金額が、これからつくということでございます。この、平成23年度の太陽光発電促進付加金の単価、太陽光発電買取価格、さらには制度の広報の状況につきまして、今日をご審議をいただこうと思っております。

私は昨年はこの買取制度小委員会に参画しておりませんでした。新エネルギー部会の部会長をやっておりましたので、新エネ部会の中のこの小委員会に関しても、私なりに把握しているつもりでございます。平成22年度の買取価格に関しては、制度が平成21年11月に始まって間もなかったことから、制度開始当初の価格をそのまま維持することとされたことを記憶しております。つまり、住宅用がキロワットアワーあたり48円、非住宅用がキロワットアワーあたり24円でした。

平成23年度に関しては、いろいろと状況も変わってきており、多様なご意見があると思いますので、今日この場を利用して、複数回にわたると思いますが、広報も含めて、しっかりとした議論をこの中で行っていきたいと思っております。この余剰電力買取に関する買取価格の問題等を大所高所から皆様方からご意見を伺うのが今回の目的でございます。

それではまず、本日の資料につきまして、事務局から確認をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

それでは本日の資料について確認をさせていただきます。座席表と議事次第、それから配付資料の一覧にありますように、資料1から3までになっております。よろしいでしょうか。

○柏木委員長

よろしいでしょうか。それでは、これから議事に入ります。なお、今日はカメラ撮影があるようでございますので、一応ここまでさせていただきたいと思っております。よろしくご協力お願いいたします。

(カメラ退室)

2. 議題

「平成23年度の太陽光発電促進付加金単価及び太陽光発電買取価格等について」

○柏木委員長

まず、資料2に基づきまして、事務局からご説明をいただきたいと思います。まず、1月20日付で電力会社から経済産業省に申請されております、太陽光発電促進付加金に関する説明から始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

それではお手元の資料2の、2ページ目から4ページ目までを使いまして、ご説明いたします。

まず2ページ目をごらんいただきたいと思います。今、柏木委員長からもご説明いただきましたけれども、太陽光発電の余剰電力買取の費用負担を、付加金という形で回収するというございすけれども、22年度におきましては、まだ買取実績が少なかったということで、ゼロということやってまいりました。したがって、23年度については、本来22年度に回収すべきだった部分と22年の買取費用と、双方を回収するというございす。

経緯につきましては、2ページの下に文章で書いてございますけれども、むしろ4ページの図をごらんいただいて、思い出していただければと思います。4ページに、付加金の計算式が書いてございます。これはN円とか、N+1とか、わかりにくくなっておりますけれども、具体的に申し上げますと、Nに22を入れればいいのですか、そうすると、23年度の太陽光の付加金は、22年における買取総額から22年における回避可能費用を引いて、それに22年度に回収できなかった過不足分といったものを足す。今回の場合は21年の11月と12月分がこれに該当するわけでありまして、それを足して、それを23年度の、今度の4月からの想定総需用電力量で割り算をするということで、機械的に計算されてくるものになります。

また、その下に補足的に絵をかいておりますけれども、Nに22を入れると、22年の1月から22年の12月まで買い取って、その買い取った分の青い部分を、オレンジのところ、つまり23年の4月から回収するというございす。たまたま今年度だけは21年の11月、12月分を合わせて回収するというございす。

お戻りいただきまして、2ページの文章で書いてあるところは、大体、今ご説明したようなございす。これをこの小委員会でご審議いただきたいというございす。

ます。ご審議いただいた後に、認可をするということでございます。

それで3ページに具体的な、電力会社ごとの数字が表にまとめてございます。要するに北海道電力から沖縄電力まで並んでおりますけれども、一番低いところがキロワットアワーあたり0.01円でございます、一番高いところが九州電力でキロワットアワーあたり0.07円ということで、電力会社によって地域差がございますけれども、こういう数字になりました。計算の方法としては、繰り返しになりますけれども、この表でございまして、一番左の平成22年買取総額の欄がありまして、この22年買取総額から、次の欄の22年回避可能費用の欄を引き算をして、それに21年の買取費用の回収不足分を足して、それを4つ目の欄の想定総需要電力量で割り算をすると、この平成23年度太陽光発電促進付加金単価の数字が出てきます。これで回収をしていくわけですが、また若干の過不足というか、要は小数点3けた以下を切り捨てしたりしている都合上、また回収不足分が出ますので、それは次年度に回収するという事で繰り返す。それが右に書いてあります平成24年度単価で調整する回収不足額です。以上でご説明は終了させていただきます。

○柏木委員長

ありがとうございました。それでは、ただいまご説明がありました来年度の太陽光発電促進付加金の単価につきまして、ご発言がおありになる場合は、ネームプレートをお立て頂いて、適宜ご発言いただければと思います。辰巳委員、どうぞ。

○辰巳委員

確認のための質問だけなのですが、今回、各電力会社さんによって金額が違います。これは、その後もこのまま引き継がれていくのでしょうか、という確認をお願いします。

○渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

現状ではこういうことございまして、これは一昨年の買取制度小委員会での議論では、地域間の差が非常に大きくなっていくようであれば、調整をしましょうという話だったと思います。少なくとも、現在検討中の、順調に行けば来年度からスタートするであろう全量買取制度においては、地域間の差が大きくなるであろうということで、地域間調整をするということで議論をしているところでございます。

○柏木委員長

ほかにはいかがでしょうか。それでは、少し先に進めさせていただいて、最後にまた総合的にご質問があればお受けいたしますので、よろしくお願いたします。

ただいまご審議いただきました、この太陽光発電促進付加金につきましては、大臣告示等に基づく適切な単価算出がなされております。事務局案から変更する必要がある部分はなかったと認識をしております。したがって、平成23年度の太陽光発電促進付加金につきましては、適切に事務処理が行われることを期待することにしたいと思っております。今、地域格差がまだ少額でございますので、額そのものにしますと、そんなには問題がないだろうと推察しております。今後これが大きくなったときには、また大きな課題になってくるかと思っておりますけれども、現状、今年度に関しましては、こういうことでご異議がないということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○柏木委員長

ありがとうございました。

それでは引き続きまして、来年度の買取価格の見直しにつきましてご説明いただきたいと思っております。渡邊課長、よろしく願いいたします。

○渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

それでは、今度は資料2の5ページから15ページまでを使いまして、ご説明をさせていただきます。まず資料2の5ページでございますけれども、買取価格の見直しにつきまして、過去にどういうことが決まっているかというところから、まずご説明をまいります。

5ページにオレンジ色の棒グラフを書いておりますけれども、これは住宅用の太陽光発電の場合の買取価格を、システム価格等の低減を踏まえながら下げていくことを示したグラフでございます。過去に、新エネルギー部会の取りまとめ及び買取制度小委員会の取りまとめにおいては、システム価格を3から5年以内に半額程度にすることを旨とするか、あるいは導入状況とか市場価格の推移等を見ながら低減させていくことが決まっているところでございます。また、5ページの枠書きの一番下になりますけれども、制度開始2年度目、つまり23年度の住宅用の価格については、例えば42円で検討してみてもどうかということが提言されているところでございます。

6ページに、現在の、22年度の買取価格をおさらいでございますけれども、まず住宅用の10キロワット未満につきましては、買取価格はキロワットアワー当たり48円になっております。住宅用でも10キロワットを超えるような大きなものについては24円でございます。また工場とか事業所とか、主に、一番多いのはおそらくビルとか学校とか

病院とかという領域になると思いますけれども、これも24円になっております。また発電事業專業のようなものは基本的には対象になっていないということでありまして、いわゆる500キロワット以上のメガソーラーといわれる大きなものとか、発電事業專業のものは、現在は買取制度の対象外ということで、電力会社等それぞれの相対契約で決まっているということかと思えます。

7ページをご覧ください。現在既に余剰電力買取制度をスタートしまして、今の48円の部分、つまり10キロワット未満の住宅とそれ以外ということで、買取費用がどのぐらいになっているかという割合を示したものが、7ページのグラフでございます。実は住宅用の10キロワット未満が、買取費用のほぼ99.1パーセントで、ほとんどを占めておりまして、いわゆる住宅用の10キロワット以上と非住宅用のところは1パーセントにも満たないということになっております。これはおそらく、大きな500キロワット以上のものも入っておりませんし、あくまでも余剰電力買取でございますので、住宅はわりと余剰電力、余剰比率が平均6割ぐらいと言われてはいますが、非住宅は余剰電力の比率が1割から2割ぐらいでございます。そういったところが大きく影響しているのではないかと、そもそも導入量が、やはり住宅と非住宅の比率が大体8対2とか、そういう比率になっていますので、それが費用には反映されているということかと思えます。ということで、住宅用のほうが非常にウエートとしては大きくなりますけれども、買取価格につきましては、住宅用の10キロワット未満についても定めないとはいけなく、住宅用の10キロワット以上及び非住宅についても買取価格は決めないとはいけなくということでございます。

まず最初に、8ページからになりますけれども、10キロワット未満の住宅用の太陽光発電の買取価格についてのご説明でございます。平成21年8月の買取制度小委員会の取りまとめでは、42円が例えばということで挙げられておりました。その経緯が8ページの1に書いてあります。これは省略をいたしまして2に行きますけれども、まず次のグラフを先にごらんいただきたいと思います。

9ページのグラフをごらんいただけますでしょうか。9ページに住宅用の太陽光発電システムの価格の推移がございます。黄色で塗ってあるところが、この買取制度が開始された後でございます。赤い折れ線グラフが、住宅用の太陽光発電システムの平均価格の推移でございますが、制度が始まったころはキロワット当たり61万4,000円ぐらいだったのが、今一番直近ですと56.1万円まで下がっているということで、キロワット当たり

約5万円ぐらい下がっており、この制度の効果があつたのではないかということも言えると思いますし、システム価格が低減しているということで、買取価格も低減することができるのではないかと考えています。

もう一度8ページに戻っていただきまして、8ページの2でございますが、23年度の買取価格につきましては、今ごらんいただきましたように、システム価格はキロワット5万円程度下がっているということと、導入量も増加傾向にあるということでございます。また取りまとめで42円ということが試算されていることもありますので、42円で検討してみてもどうかということでございます。では、仮にこの買取価格をキロワットアワー当たり42円というのを設定した場合に、住宅で太陽電池を載せたときにコストがどのぐらいで回収できるかというのを試算したものが10ページでございます。

10ページは、新築の住宅の場合のモデルケースでございます。新築の場合は、平均的なシステム価格は既築よりも若干下がる傾向があります。既築の場合は、足場を組んで後載せしなくてはならないのですが、新築の場合は家を建てる時に同時に載せられるということで、新築のほうがシステム価格の平均価格は下がる傾向にありまして、システム価格はキロワット当たり50万円として試算しております。売電単価に、今申し上げた42円を入れまして、平均的な設備の容量は、現在、日本の場合は4キロワットぐらいになっておりますので4キロワットとし、補助金は23年度からは4万8,000円になる予定でございます。また自治体の補助金もございまして、これも平均単価を出しまして、4万円ということで、これを入れまして10ページの下にあるように計算をしてみますと、太陽光発電システムを購入するときに50万円で4キロワットで200万円かかるわけですが、それは上のオレンジ色のグラフのところでございますけれども、実際に回収するほうは、下のグラフになるのですけれども、国の補助金がピンクの部分でございまして、自治体の補助が水色の部分。この太陽光発電を使うことによって可能となる電力会社から購入する電力料金の節約額が黄緑色の部分でして、10年間の買取期間の間ずっと節約すると考えて、あと紫色の部分が10年間の売電、要するに電力会社への電気を売る分の収入です。10年間でこれを試算しますと、若干200万円に足りないということで、まだもう少しコスト回収に時間がかかるのですが、その後も当然自分で発電したものを自分でお使いになれば、電力会社から買う電気を節約できるとか、そういった効果もございまして、このモデルで計算をしますと、12年程度で大体回収ができるということでございます。

既築の場合は、若干システム購入価格が高くなりますけれども、おそらくは15年ぐらいで回収は可能だろうということで、もう一度8ページにお戻りいただきまして、8ページの最後の4行ぐらいでございますけれども、当初この買取小委員会の取りまとめでは、投資回収期間のめどが大体10年から15年程度と、要するに一般の国民が、大体10年から15年程度で回収できれば太陽光発電を買ってもいいかなということだと思っております。今ご説明しました10ページのコスト回収のモデルは十分これに整合的ではないかと思われまして。とういうことで、今申し上げましたキロワットアワー当たり42円ですけれども、これは24年度においても引き続き、実際の導入状況とか市場価格の推移等を見ながら、買取価格の低減を図っていくということでございます。

それから続きまして、住宅用の10キロワット以上及び非住宅の買取価格について、11ページからご説明をいたします。まず非住宅用及び10キロワット以上の住宅用の太陽光発電につきましては、現在は住宅用の半分の24円という買取価格が設定されております。これはもともと、今の太陽光の余剰電力買取制度が始まる前は、電力会社さんが自主購入メニューでやっておられたわけですが、その自主的な制度のときにも住宅用といわゆる非住宅用のところが、2倍ぐらいの違いがあったということ、また一般家庭で使っている電気料金と、工場とかビルとかで使っている電気料金も、2倍ぐらい差があるのではないかということとか、いわゆる非住宅の分野は、国の補助金が3分の1とか2分の1とか、かなり高い補助率の補助金が出ていたこともあり、住宅用が48円に対して、いわゆる非住宅は24円という価格が設定されていたという経緯がございます。それで23年度に関しては、この小委員会の取りまとめでは買取価格については、実導入状況とか市場価格の推移等を見ながら低減させていくとされていたところであります。

11ページの2の平成23年度の買取価格になりますけれども、まず非住宅分野の導入状況とかシステム価格の推移について、12ページでございまして、先ほど住宅用についても同じようなグラフがございましたけれども、非住宅及び10キロワット以上といえますか、そちらのシステム価格の推移が12ページの赤い折れ線グラフであります。住宅用に比べますと、残念ながらまだ十分には下がっていないと思われまして。ただ導入件数も、ブルーの棒グラフが年度ごとの導入件数でございますけれども、導入件数も20年度から21年度には大きく増えたのですけれども、21年度と22年度では若干減っているというか、ほぼ変わらない。件数では減っているのですけれども、導入量の

総量で見るとグラフの下に括弧で書いてありますけれども、ほぼ横ばいか若干微増でございますけれども、いずれにしましても、まだ住宅用に比べると十分に普及が進み始めたということでは、残念ながらないのかなと思います。またシステムの価格につきましては、キロワット当たり、例えば22年度で65万4,000円ですので、先ほどの住宅用に比べますと、まだ10万円近く高いかと思えます。価格の下がり方ですけれども、この3年間のデータを見る限りでは、年率で言いますと2パーセントぐらいの価格の低下かと思えます。

もう一度11ページにお戻りいただきまして、11ページの2でございますけれども、今申し上げましたように、まだ導入件数等が増加傾向にあるとは言えないということと、システム価格は年2パーセント程度の低減にとどまっているということでございます。一方で、もともとこの分野は、住宅用よりも高い補助率の補助金があったわけでありましてけれども、この補助金は平成23年度以降は新規採択を行わないことが決定されております。現在は買取価格が24円でございますけれども、補助金がなくなったところをどう考えるかということになるかと思えます。補助金につきましては、今まで2分の1の補助金と3分の1の補助金があったわけですが、過去10年ぐらいの統計をひっくり返してみますと、2分の1の補助金をもらっている方が38.1パーセント、3分の1の補助金をもらっている方が61.9パーセントで、今までの合成された平均補助率みたいなものを考えてみますと、平均して4割ぐらい補助金をもらって建てている方が多いということではないかと思えます。言ってみれば、4割ぐらいのところは補助金で行われてきたということで、これがなくなってしまうということで、これに相当する経済的インセンティブを考えると、先ほどの年2パーセント低減していることを加味しても、買取価格はキロワット当たり40円ぐらいになるのではないかという提案でございます。

詳しい計算式は11ページの一番下には書いてありますが、この一番下の計算式の左の大きな括弧にくるまれている部分は24円の買取価格で、もし2分の1の補助金がなかった場合には、経済的インセンティブはいくらと等価なのかを計算する式であります。2分の1の補助金をもらっていた人が38.1パーセントで、3分の1の補助金をもらっていた人が61.9パーセントということをお勘案しながら計算するのが、大きな括弧の中にくるまれている部分でして、システム価格が年間2パーセント程度ではありますけれども低減しているということで、それを考えると、補助金がなくなった分だけを考えますと40.5円ぐらいになるのですが、それに1パーセントの軽減がありまして、あわせて計算しますと、

0.98を掛けて39.75円ぐらいになります。これを四捨五入して40円という計算にしております。

ちなみに40円という価格は、海外の買取価格に比べると少し高いのではないかとのご指摘もございまして、それが13ページでございます。13ページに、海外の主な国の買取制度の買取価格の一覧がございます。これを平均しますと、赤枠で囲ってありますけれども、いわゆる住宅用ではない太陽光の平均価格が、大体36.4円であります。しかも最近どこの国も、買取制度を導入している国はどんどん価格を下げている傾向にあります。しかしながら、まず大前提としては、諸外国の制度は全量買取であることです。今日ご審議いただくのは、余剰電力買取の23年度の買取価格であるということが、まず大きな違いであります。海外の制度は全量買取だということです。

それと、もう一つは買取期間です。13ページの表の一番左の欄が買取期間の欄なのですが、20年ぐらいでやっぺらる国が多いということでございますので、日本の場合は余剰電力のみで、しかも10年。海外は全量買取で20年。しかも日本の余剰電力という場合、余剰比率は平均すると2割ぐらい、2割を切っているかもしれませんけれども、約2割ぐらいでございますので、これを勘案しますと40円は、必ずしも高いということではないのではないかと思います。

それから11ページでございます。もう一回戻っていただきまして、11ページの、今申し上げましたように、キロワットアワー当たり40円ぐらいでの買い取りが適当ではないかということでございますけれども、11ページの一番最後の2行といいますか、本文の最後の2行でございますけれども、この分野におきましては、やはり住宅用と比べて、まだシステム価格の低減が不十分であるところがあるかと思っておりますので、導入拡大とともに、より一層のシステム価格の低減が必要ではないかと考えられます。

それから14ページをごらんいただきたいと思っております。いわゆるダブル発電といまして、自家発電設備を併設している場合には、いわゆる化石燃料を回して自家発電設備を運転して、それによって売電できる余剰電力量が増えてしまう、いわゆる押し上げ効果がありますので、その分、要するに化石燃料を回すことによって売電量が増えるのはどうかということもありますので、買取価格をその分低減すると設定してございまして、これは14ページの文章のところでございますけれども、これまで現行の制度では住宅用につきましては、ダブル発電の場合にはキロワットアワー39円、非住宅については20円になっております。48円に対して39円。24円に対して20円という設定になっておりました。

これにつきましては、前年度と同じ考え方で、今48円が42円になるのであれば、その分低減させるということをごさいますして、これをわかりやすくしたものが次の15ページにまとめてごさいます。

15ページの22年度と23年度の対比になっておりまして、例えば10キロワット未満の住宅用につきましては、22年度までは48円での買い取りで、これが23年度は42円と今日ご提案させていただいたわけですが、ダブル発電につきましては、22年度までは39円だったのですが、単純に比率を掛け算をいたしまして、39を48で割って42を掛ける。48分の42をかけて34円としております。同じように非住宅についても計算をしまして、24円が40円と提案させていただいておりますけれども、そうするとダブル発電は20円から32円に変わるということをごさいます。これは機械的に計算しているということをごさいます。以上をごさいます。

○柏木委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明がありました来年度の買取価格の見直しにつきまして、ぜひ忌憚ないご意見をいただければと思います。まず月山委員、それから鈴木委員、本多委員、村越委員、荒川委員。

○月山委員

ありがとうございます。それでは私からは買取価格につきまして、2点申し上げます。先ほどもご紹介がありましたが、買取価格につきましては一昨年8月の買取制度小委員会でも審議されました買取制度の詳細設計についての取りまとめの中におきまして、国民負担を可能な限り抑えつつ、エネルギー間、電気業者間の競争の観点を踏まえて、全員参加型という制度設計にするということが、うたわれていると認識しております。また太陽光発電の買取価格については、設置する年度ごとに低減されていくものということ、その価格の見直し方法としましては、実導入状況や設備の太陽光パネルの価格推移等を注視しつつ、年度ごとに買取価格を低減させていくことが記載されているものと認識しております。

今回、住宅用の10キロワット以上及び非住宅用の太陽光発電の買取価格を24円から40円に引き上るというご説明がありましたが、単価上昇により国民負担への影響が出てくるのではないかと懸念しているところをごさいます。全量買取制度の大枠でも、国民負担の試算が示されておりますが、余剰買取制度においても政策変更によって国民負担がどうなるのか、試算をお示しいただいて、国民にまずしっかりとご説明いただくのが第一で

はないかと思うところでございます。

さらに買取単価を24円から40円に見直す際の今回の考え方は、補助金の廃止分を電気料金に転嫁するものと認識しております。買取制度の負担につきましては、従来から、いろいろな場で申し上げてございますが、現行制度あるいは現在検討されている全量買取制度におきましてもエネルギー間の競争への影響が大きな課題と認識してございます。エネルギー間の公平性につきましては、昨今の委員会等におきましても、委員の先生方、あるいは産業界の皆さん方からも、配慮しないとイケないのではないかとというご発言も承っております。補助金を廃止した上で、これを電気料金に上乗せするという今回の案は、エネルギー間の公平性をますます悪化させる方向に働くのではないかとということから、今回の提案には強い疑問を感じるところでございます。

こうしたことから、今回の提案は、従来からの考え方に大きく反するものという点、国民あるいは電気をご利用いただいている皆さま方の制度への信頼失墜につながるのではないかとこの点を、懸念しているところでございます。そういう意味で、電力としましては、住宅用10キロワット以上、非住宅用の太陽光発電の買取価格の引き上げについては、賛成しかねると申し上げたいと思います。

もう一点は、今度は住宅用10キロワット未満の買取価格についてでございます。これも一昨年8月に取りまとめられた資料の中では、23年度の買取価格は42円を目途とすると示されていたと認識しており、そのとおりになったということでございます。これは、ある意味で、国の補助制度を通じた誘導やメーカーのコストダウンの努力の成果が、買取価格の低下に結びついたものと認識してございます。このように具体的な目標価格を提示することで、国あるいはメーカー等の皆さんが努力した結果として買取価格の低下するという好循環につながったパターンかと考えております。24年度以降につきましても、例えば今までと同じようなペースで買取価格が低下するといった具体的な目標水準をあらかじめお示しいただくということが重要なポイントではないかと考えてございます。ぜひご検討をいただくようお願いします。以上でございます。

○柏木委員長

わかりました。ありがとうございました。2点いただきました。鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員

私も同様の趣旨で申し上げようと思ったのですが、ただいま月山委員からいろいろございましたので、簡単につけ加えさせていただきますと、先ほど国民全員参加型ということ

でスタートしたというお話がございましたけれども、電気の利用者、お客様の負担のみならず、国あるいは自治体の補助金等の財政措置、あるいはメーカーさんのコストダウン努力が相まって、三位一体となってこの制度を支えていく。これが当初の趣旨だったかと思っております。今回の40円というご提案は、システム価格が下がらないとか、あるいは補助金が廃止になってしまったといったことを、ストレートに電気料金に上乗せするという考え方と受けとめられますが、ここにつきましては、もしシステム価格が下がらないということであれば、石油石炭税の増税等の議論もございますけれども、そういった補助金制度の復活、あるいはメーカーさんへの何らかのインセンティブも含めて、トータルで考えるべきではないかと思えます。ぜひそういった方向での検討を改めてお願いしたいと思います。以上でございます。

○柏木委員長

わかりました。ありがとうございました。続きまして本多委員、どうぞ。

○本多委員

ありがとうございます。今回の買取単価については、いろいろな議論があることは承知で、今日は出てまいりました。まず最初に1点、こういうことかなということを申し上げますと、11ページの一番下に数式があります。実は補助金そのまま余剰の単価に代替えされているということになりますと、例えば100パーセント自家消費されている方はどこにも代替えの手段はないわけです。そうすると、この式は余剰部分に対する補助金の割合分が転嫁されている。非住宅全体の補助金がそこに転嫁されているのではないのではないかと思うのです。これが1点目。全量買い上げられているのだったら、こういうことになると思うのです。その点が1点です。

我々は偉そうなことは言えないのですが、供給者側にいるのですけれども、実は事業仕分け以降、補助金はフィードインタリフに置きかえることによって、不要になるのだという方針のもとに、実際には新規採択分の補助金がなくなったというのが非住宅分野であろうかと思えます。そういう方針が出た中で、愚痴を言ってもしょうがないのですけれども、実はこの買取制度小委員会は、順調であれば、住宅も非住宅もシナリオどおりに、普通なら決められていったと思うのですけれども、最終年度に至って補助金がないということと、全量買取がまだ始まっていないという、エアポケットと言いますか、すき間にぽこっと落ちたような年度が23年度だと思っております。この中で我々供給者が何をすべきか、国にしていきたいかと言うと、一番重要なことは、やっぱり、この分野もまだやってい

かなくてはならない、普及させなければならぬということではないか。そういう国の意思を示していただくことが非常に重要だと思っております。

余剰の買い上げ単価がいくらになったか。どれだけどっと増えるというものでもないと思うのですけれども、少なくとも国はまだこの分野に対して十分ウオッチして、意思を示してくれて、普及させていくのだ、住宅用に次いでこの部門をやっていくのだということが、どこで見て取れるかという、やはり23年度をどうするかということで、ある意味で、今まで参加してきた企業とか、導入してきたユーザーさんが、いや、国はここをまだ捨ててはいない、あきらめてはいないのだということを見て取ると思います。先に希望が持てるような手段を、何か講じていただきたい。1つは、余剰単価も、シナリオどおりに補助金があれば多分住宅用と同じような下落をしたと思うのですけれども、そこに対しても手を差し伸べたということを示していただければ、例えば今まで、設置者もそれほど利益があって入れているわけではありませんので、ある意味で、国の方針に貢献していくということで導入されたと思います。これからはしばらく、そういうことが続くと思います。ぜひ、そういう強烈なメッセージをどの部分で発していくかについては、この非住宅の買取単価のところ、今のところ、ここしかないように思うのですけれども、示していただければと思います。

それに対して委員の方々から、再三ご指摘ございますけれども、コストダウンについては、これはいつも量の問題と価格の問題が、鶏と卵の問題で、いつも問われます。ほんとうは同時達成すべき話なのでしょうけれども、ぜひとも量を出すとコストダウンを促すということは、前々から申し上げています。みんなが魅力的に思うような市場にして、競争を促しながら競争の中でコストダウンするときに、バックアップになるのはやっぱり技術開発であって、そういうものです。ただ魅力のないところで、参入者もいない、導入者もいないとなれば、これはもうますます萎縮していくことになるのではないかと思っております。ぜひとも、非住宅の余剰の単価についてはご配慮いただきたいといいますか、私が申し上げたいのは、全量が転嫁されているわけではないと思いますけれども、今の補助金がなくなった、ぜひここで意思を示していただきたい。それに対して、我々サプライヤーといいますか、供給者側はベストを尽くして、コストダウンに励んでいって、一日も早く、こういう制度に頼らなくてもいい産業にならなくてはいかんと思っております。ここでは余剰の単価というところで、意思が示されたときは、私は冒頭から聞いていたのですけれども、ぜひお願いしたいと思っております。

それから12ページのコストダウンのところですが、2パーセントというお話がございましたけれども、ちょっと22年度があまり我々はデータを持ち合わせないのですけれども、集計的に、もう少し、上のレベルで下がり方は大きいのではないかという気がしているので、ぜひまた、データをできれば教えていただければ、我々も現実の状態はこうですということをもたまたま申し上げたいと思いますけれども、いずれにせよ、ちょっと長くなりましたけれども、ぜひ最終年度ですので、次にもしかしたらという希望が持てるような手を打っていただきたいと思います。以上です。

○柏木委員長

わかりました。今、事務局が示した案として、非住宅向けの補助金をサーチャージで転嫁すると、ラフに見積もって、余剰、全量の差はあるわけですけれども、一応40円という算術で。これでは意気を感じられないという意味ですか。そうではないのですか。

○本多委員

感じております。意気を感じる側ですので。

○柏木委員長

月山さんも、鈴木さんも、今の低減させるという観点からすると、ちょっとやっぱり、ただこういうのは電力としてはというお考えで、少し反対の、賛否両論が出ていると理解しました。わかりました。次は村越委員、どうぞ。

○村越委員

ありがとうございます。私は、中小事業者の立場で買取制度小委員会に参加させていただいております。以前からもお願いしておりましたが、国民負担をどう考えていくかについて確認させて下さい。

今後も国民負担のあり方については資料も含め、検討することになっており、この検討には普及が拡大するまでの数年間の余裕があります。できれば、負担のあり方に関するコンセプトあるいはロードマップについては、なるべく早くご検討頂きたいと思います。例えばドイツのような上限を設ける考え方もあると思います。単に、負担の金額を試算して議論するというよりは、このような方向を示し、それを数年間のうちに詰めていくということをお願いしたいと思っております。

10ページの表の中で質問があるのですが、一番右側の約20円残ったところが、2年ぐらいでということなのですが、電気の節約分だと年間4万円なので、5年ぐらいかかってしまい、あとは売電収入で賄うということであろうと思います。逆算すると、二十数

円で購入できるような見込みになっているのではないかと思うのですが、二十何円でほんとうに買っていただけなのでしょうか。

それからもう一つは、11ページの最後の数式なのですが、この数式を見ていると、補助金の金額を上乗せするという数式になっているのですが、むしろ10ページのコスト回収の試算の考え方のように、費用構成を積み上げていったら40円になるのだという説明をしていただいたほうが、わかりやすいかなとは思いますが、もしかしたら、40円を超えてしまうのかもしれませんが。既にこの検討をされているのかも知れませんが、費用構成がどうかということで積み上げていただいたほうがわかりやすいかなと思いました。

それから、今回は全量方式のことは多分議論しないのでしょうかけれども、全量の非住宅の太陽光については、報告書の中間報告の中では、今後検討していくことになっているわけですが。当時は非住宅は24円でしたので、何となく、他のエネルギー同様15円から20円というので、決まるのかなというイメージでございましたけれども、渡邊課長が先ほど、今は余剰で、あちらは全量なので、全く状況が違うというご説明もありましたので、私もこの40円が全量のとときに何か影響を及ぼすことはあまり考えなくていいかなと思うのですが、もう一度何かわかりやすくご説明いただければと思っております。

○柏木委員長

はい、ありがとうございます。それでは、荒川委員、どうぞ。その後、佐藤委員です。

○荒川委員

ご指名ありがとうございます。今、各委員がおしゃっていたことに大体集約されるかと思っておりますが、一応私の言葉として、もう一回繰り返させていたいただきたいと思っております。

今回は余剰買取でいく、太陽光ということですが、最終的には利用者の負担になりますので、前回までの全量買取制度と、最終的に負担は同じになると理解しておりますので、総合的に考えなければいけないところだろうと強く感じております。

私の思いとしては、早く全量買取のルールが確立しまして、国民に理解をいただいて動き出すことが非常に重要だと思っております。それが実際に予定どおり進みませんと、グリーンイノベーションとして、いろいろ活動している方々が、真空地帯に陥って大変なことにもなるというお話も、前回の委員会でも出ております。総合的に全量買取と今回の余剰買取をあわせて考えていただければありがたいと思っておりますし、確実に進むように皆さんで議論することが重要なのではないかなと理解しております。

太陽光は、私は主に風力を中心に研究をやっておりますので、あまりほかの分野にはという気持ちもあるのですけれども、ほかの委員からも出ましたように、ほかの再生可能エネルギーとの平等性みたいなものを、現時点ではなくても十分いいのですけれども、将来に向かって、きちんと考えておいていただきたいと思っております。今回も補助金がなくなりますよというお話から、非住宅の余剰買取価格で40という数字が出てきたりしておりますが、ほかの再生可能エネルギーも対象に含めている全量買取の場合も、やはり補助金がなくなることを前提として価格が決まってくるという状況もございます。決して今回が特殊なものではなくて、全量買取あるいは余剰買取も含めて、今のシステムは、基本は、国民の方々に負担いただくことになっていることを理解して進めていかなくてはいけないのかなと感じております。

太陽光にぜひ期待したいと思いますのは、システム価格の低減を今後目指すとはっきり書いておられますことの技術的な裏付けを含めた説明です。フィードインタリフ、固定価格買取制度は再生可能エネルギーを普及させるためのルールだと思っておりますので、もしほんとうに太陽光が現時点で必要であれば、やむを得ない部分はもちろんあると私も理解しておりますので、では現在40円という答えは、もう出てきているわけですが、1年後、2年後に、本当にほかの再生可能エネルギーと同じぐらいの価格水準になるのか。今まで太陽光はずっと下がりますよとは言っていたいはいるわけですが、本当にシステム価格が下がって、そういうところに行けるのかということを、できるだけ技術的な側面を含めて、皆さんにご説明いただければ、今回の提案も納得していただけるのではないかなと、個人的には感じております。

ただ、他の再生可能エネルギーとの平等性というのでしょうか、そういうものは将来の方向でいいですから、今の時点では無理だとは十分承知しておりますので、将来にわたっての平等性をしっかり担保していただければと思います。

いつも言わせていただいておりますが、世界では風力エネルギーのほうがトップランナーで、割合がもう10倍ぐらいあるわけですが、日本の場合にはどうも太陽光がトップランナー的に走っておりますので、やっぱりトップランナーとしての位置づけといいまじょうか、方向性をしっかりと出していただければありがたいなと感じているところでございます。

もう一つ、小さいことでつけ加えさせていただきますと、最後にダブル発電の話が出てまいりました。小型風車のこともよく議論しておりますと、2年ぐらい前に随分話題にも

なりまして、ダブル発電で太陽光を入れるときに、太陽光発電のみがエネルギー買取の対象であり、他のために、持っていた小型風力だとか、他の機械を外すということまで出て、話題になっておりました。多分、今回の提案に当たり、いろいろなことを配慮されてやっているという理解はしておりますけれども、やはり今、グリーンイノベーションということで進んでいるわけですので、太陽光以外の再生可能エネルギーの導入を妨げることにほならないように、ぜひいろいろと細かなところまで考えて進めていただければありがたいと思います。ダブル発電に関しては、それを一言つけ加えさせていただきます。

そういう意味で、ぜひ今回は余剰買取ですが、全量買取制度を含めて低炭素社会をさらに進めるための一歩に確実になるように、ここで何とか足踏みをしないように、皆さんで議論を進めていただければありがたいと思っております。以上です。

○柏木委員長

ありがとうございました。それでは佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員

23年度の買取価格については、私はこの案で賛成いたします。ただ、これがずっと続くことはあり得ないわけございまして、今後の価格について、どのように決めていくかについての指針が、必要ではないかと思っております。

それから、この資料の5ページに買取価格の低減のイメージがございましてけれども、値段はこういうふうには下がらないのではないかなと思うのです。あるところで状況の前提条件が大きく変わると、大きくコストダウンするのが一般的でありまして、そこまで行かないと大きな変化が起きない。そういうところにいつ来るかが、非常に大事だと思っております。

設備価格については低減の努力がされているということでございましてけれども、設備価格の要因が、技術的な側面なのか、それとももとの資源価格の問題なのか、それから需要が少ないから価格が下がらないのだという問題なのかという分析が、この委員会では本題ではありませんので触れられていませんけれども、もしそれが資源価格であるとして、資源が高騰するということだと、これは制度として成り立たないわけです。ですからどういう要素で設置価格が下がっていくのか。それが現状の価格を大幅に変えるところに行くのはいつなのかということも見通しがありませんと、この制度は維持できないのではないかと私は思っております。そういう意味で、そういう情報提供を、国民にさせていただいて、確実にこの制度は持続可能であるということ、できればお示しいただきたい。

それからもう一つは、先ほどのご意見にもありましたけれども、私は、今、自然エネルギーを太陽光にかなり重点を置いたシステムになっておりますけれども、今後のあり方としては、バイオマス発電等も組み合わせて、太陽光で設備価格が下がるのが非常に難しいときには、もう一度全体の制度を見直すことが必要ではないかと思っております。以上です。

○柏木委員長

わかりました。ありがとうございました。市川委員、次に村関委員お願いします。

○市川委員

ありがとうございます。非住宅用及び10キロワット以上の23年度の買取価格の40円につきましては、導入拡大というか、そういう意味の理念のところでは気持ちとしては理解しますが、この価格の設定については反対をしたいと思います。その理由を3点述べさせていただきます。

1つ目の理由は、諸外国における買取価格の比較のところ、ちょっと素人感覚でピント外れの見方かもしれないのですが、例えばEU平均のところの値段を見ると、太陽光は屋根用で58円。その他は36.4円。これを単純に、例えば今回、家庭用で42円とすると比例計算すると、その他のところは26.4円になってもいいのかなと。こんな乱暴な感覚をお話しすると怒られそうですが、単純に比例計算すると、こういう見方も1つあるのかなと思いました。

それから2つ目です。非住宅用ということで、ある程度は事業として入ってこられるような方をイメージしております。そういう方々に過剰と言っては何ですけれども、そういう利益、メリットを余計にもたらすようなイメージを、どうしても40円という価格に、持ってしまうのです。感覚的に。たとえ補助金がなくなったからですよと、丁寧な説明をされれば理解ができたとしても、感覚的にその理由を一般の人がすぐに理解するというのは、私はどうも難しい、のではないかなと思っております。

それから3点目です。これは基本的なところですが、負担はなるべく小さいほうが望ましいという立場でおります。先般、環境税の導入も決まりまして、家庭の負担は重くなるのが明白でございます。このような中で、これから再生可能エネルギー導入拡大についての、まだまだ十分な理解が一般の消費者の方々には、理解が広がっておりません。そのような中で、見える値段だけが、非住宅のところは40円という、インパクトだけがひとり歩きして伝わってしまうような危惧というか、そういう思いも持っているわけです。この

余剰買取制度の中であっても、価格というインパクトは非常に一般の消費者の方には、私は強いものがあると思いますので、低減を目指していくという、全体ではそういう流れの中で、今回補助金云々という特殊な事情があるにせよ、上げるということに対しては、私は丁寧な扱って議論してほしいと思います。

そういう以上の3つの理由から40円という価格に対しては反対をしたいと思います。

○柏木委員長

わかりました。ありがとうございました。それでは、村関委員、山口委員。

○村関委員

はい、ありがとうございます。東京ガスの村関でございます。2点。1点目はせっかくダブル発電をご紹介いただきましたので、最近の状況について簡単にご紹介させていただきたいと思います。2点目は料金の設計についてでございます。

1点目のダブル発電、いわゆる家庭用燃料電池、エネファームとかと太陽光といったものを組み合わせて発電するシステムでございますけれども、私ども都市ガス会社ではダブル発電を環境トップランナー住宅として、ハウスメーカーさんなどを通じてお客様にお勧めしております、大変普及が加速化しております。エネファームの例で言いますと、東京ガスの場合、新築で今までに販売された、約1,300のお客様のうち、約半数のご家庭で、太陽光と一緒に入れてダブル発電をさせていただいているということでございまして、大手のハウスメーカーさんに限りますと、この比率は6割ぐらいまでに上がります。買い取りの議論がスタートした2009年当初は、ダブル発電をご採用いただいているハウスメーカー2社にとどまっておりましたけれども、今ではすべてのハウスメーカーでご採用いただいております、環境トップランナー住宅ということで、普及の加速化に弾みがついているという状況になっております。

ダブル発電は、エネファーム以外にもエコウィルというコージェネレーションシステムを入れることでやっておりますけれども、都市ガス業界だけでも、既に全国で5,000件を超える実績となっておりますので、今後とも環境に優しいダブル発電を、業界を挙げて普及に取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。これが1点目でございます。

それから2点目は、これは個人的な、1人の国民としてというあれなのですが、先ほど、非住宅用の件で、補助金以外の余剰買取での単価ということで、40円というお話がありましたけれども、金額の高い、低いということではないのですけれども、補助金

の場合には、当然予算がなくなればそれで終わってしまうという性格のものでございますけれども、こちらについてはそういったことがないというところは十分理解した上で、この水準で一体どのくらい普及するのだろうかということに収れんするのだと思いますけれども、そこら辺も含めて、ぜひこの場で議論すべきではないかなと思った次第でございます。以上でございます。

○柏木委員長

ありがとうございました。それでは続きまして、山口委員、どうぞ。

○山口委員

どうもありがとうございます。JXの山口でございます。

私は、村関委員と少し重複する部分もありますけれども、1点目は、非住宅用の10キロワット以上の40円の議論に関し、金額の多寡は別にしまして、補助金の肩がわりというような論理の組み立てに少し違和感が出てきているのではないかなと思います。いずれにしても、2012年度の全量買取にどうシフトしていくのか、どう連携していくのか、非常に難しいエアポケットみたいな1年なのですけれども、だからして、もう少しロジックを強化しておいたほうが良いのではないかなと思います。個人的な意見ですけれども、私としては40円のレベルが決してそんなに大きな数字ではないなという感触は持っています。ただ、余剰電力ということを考えていくのであれば、どなたかがお話しされましたけれども、設備を入れられた方がどれぐらいの期間で償却していくのかというのがまず根底にあって、その部分で、これぐらいの金額であればどうだろうと、それは普及促進を図っていく上で、必要不可欠であり、かつまたそうすることが、将来のコストダウンにつながる、という指針のもとにやっていくというロジックを作ったほうが多分受け入れられるのだらうと思っています。それが1点目でございます。

2点目は、ダブル発電の話が出ましたけれども、あいにく手元にデータがないのですが、住宅用のダブル発電は、相当うまく進んで来ているのではないかなと思っています。燃料電池も含みますが、ダブル発電機器を入れられた方のご家庭の電気の使用量は、入れられる前と比較すると相当減ってきている、省エネ効果が出ている、と聞いております。それはやはり、余剰電力を売っていくということもさることながら、自らそういう機器を入れて、環境意識が相当高まってきて、自分のところで使っている電力量自体も少し節約していくという、当初、審議会でも議論していた時もそういったことをおそらく目指していたわけですけれども、まあうまく進んで来ているのではないかなと思っています。そういう意味では、

住宅用の余剰電力買取制度というのは大変うまく動き出してきたのではないかと、私どもは評価していますので、今回提示されている住宅用の買取価格のレベル、42円については賛成させていただきたいと思っております。以上です。

○柏木委員長

ありがとうございました。辰巳委員、どうぞ。

○辰巳委員

ありがとうございます。まず1つは、業界の方に聞きたいと思っておりますが、住宅用の太陽光発電システムの価格がかなり下がっている一方、非住宅用の太陽光発電システムの価格がなかなか低減しない、というグラフがありましたが、私はよくわかりませんが、単純に同じソーラーシステムをつくるに当たって、ただ小さいものを大きくするだけではないのか、そうすると、大きいものだって価格は安くなるのではないのかなど、非住宅用の太陽光発電システムの価格がなかなか低減しないことについて、業界の方の努力というか、説明が欲しいと思っております。

それから、今回のご提案の買取価格に関して、住宅用は42円によろしいと思えますけれども、非住宅用及び10キロワット以上の住宅用太陽光発電設備の買取価格がもし40円に進んだ場合、先ほど7ページのところに、平成22年度の非住宅用及び10キロワット以上の住宅用の比率がとても少ないというご説明がありましたが、これが、23年度になったときにどういう絵になるのかなどを見せていただきたいという気持ちがとてもあります。太陽光エネルギー、あるいは自然エネルギーを増やそうというのが大きな政策であるならば、みんなで少しずつ無理をしても、努力しながら増やしていかないといけないので、40円という買取価格が適切かどうかはわかりませんが、やはり太陽光発電が増える方向にみんなでやっていく、というのが根本だと私は思っております。本日、先にいろいろなご意見を伺ってしまったもので、自分としても気にはなるのですけれども、根本の部分をお忘れたくないと思っております。ですので、太陽光発電をつけて、それを買い取ってもらって、それを事業として成り立たせていこうという人もおそらくいらっしゃるでしょうけれども、それはそのまま日本のエネルギー政策にも関係してくるわけですので、プラスに働くだらうと私は期待したいもので、あまりインセンティブが起らないような提案でしたら意味がないだらうと思っております。しかしながら、国民負担に確実に関係してくる問題ですので、こういう制度を何ゆえにやっているかというところをきちんと理解してもらえるように説明を行い、事業者の方がそれに投資してみようと思えるよ

うな形にもならなくては増えないのではないかなと私は思っております。そういった点を、今後、皆さんでもう少し検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○柏木委員長

ありがとうございました。大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

どうもありがとうございます。大まかに2点あるのですけれども、まず大きな点としては、コスト面でやや既存の電源と比べると高い再生可能エネルギーを今後、導入あるいは普及させていく際に、その後押しを国民全体というか、電気を購入しているみんなで支えていこうというのが今回の趣旨だと思います。しかしながら、所詮、今回の買い取りによる価格のサーチャージとか、買い取りの部分というのは、全体のコストで見ると、そんなに大きな額ではなくて、やはりシステム価格が下がっていかないと、その普及というのはやはり促されないという側面は金額的に見てあるのだと思います。だから、あくまで今回の制度というのは、コスト低下を促すための呼び水にすぎないのだというところをきちんと押さえていくべきなのかなと思います。

そうした中で、まず家庭用に関してでございますけれども、今回は目標どおりというか、事前のアナウンスどおり、42円になりましたということでございますが、通常、そのコストの低減のカーブとかを考えてみると、必ずしもリニアに落ちていくというものではなくて、なかなか今後この先このままできちんとリニアに下がっていくのかということについては、かなり不確実性が大きいのかなということもやや不安に思います。地方公共団体における補助金等の行方もはっきりとわかっているわけではないという中で、48円という価格を決めた際にはコスト回収が非常に大きな命題だったわけでございますけれども、今後は、大まかにコスト回収を目指すことはあるにしても、コスト回収がなされるために買取価格を決めていくのだという形に必ずしもとらわれる必要はないのではないかと思います。そういう意味で、次年度の目標の設定をしながら、そこに向かってみんなで頑張っていく目標設定の意味合いを強く押し出していくべきなのかなと思いました。

2番目の24円を40円にするというお話でございますけれども、多少の漏れはあるかもしれませんが、現状24円プラスその補助金で出しているときの、その導入量の傾向を見る限りにおいては、40円になったとしても、それほど大きな数量の動きがあるのかなと思いますけれども、他方で、この40円にしたというメッセージが非常に大きいというインパクトが大きいということも事実なのかなと思います。どなたかがおっしゃいました

けれども、そうした中で、やはり今後、この事業用に関するシステムの価格の動きが大まかにどういうふうな感じになっていくのかということについての見通しをきちんと持っていく。これは、はける数量が事前に確定しないとわからないとか、そういうものでも必ずしもなくて、そこのあたりの不確実性も含めて見通しというものをきちんと見ていく。同時に、輸入がどういう状況で推移するのかということも非常に懸念されるところでございますので、そこのところもあわせつつ、価格の動きを補足していただくということが非常に重要なのかなと思います。なお、価格のデータについてですが、取引はほとんど相対であると推測されますので、どうやって価格をとられているのかなというのは、私も教えていただきたい点があります。以上です。

○柏木委員長

ありがとうございました。渡邊課長、何かありますか。

○渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

少しご質問的なものもありましたので、簡単に、手短かに答えさせていただきたいと思えます。

まずは、月山委員から、あるいは今、大橋先生からもございましたけれども、負担が具体的にどのぐらいになるのかということですが、若干目の子の計算なので正確ではないのですが、12ページのグラフで、22年度に2万キロワットぐらい導入されているのですね。もし仮に今回、補助金がなくなって、今度40円だったとすると経済的なインセンティブは同じなので、ほかに特に大きな環境変化がない限りは大体前と同じように2万キロワットぐらい入ると想定すると、2万キロワットで年間1,000時間発電するのですが、余剰比率は平均2割ぐらい、つまり0.2ですので、掛け算をしまして、2万キロワットの1,000時間の0.2。さらに、24円から40円に上げるということになると、16円負担が増えるという計算になりますので、それを掛け算すると、全国で年間6,400万円ぐらいの増となります。6,400万円の年間の増が10年間続く。10年間の買い取りということですので。これは目の子の計算ですので、詳細にはもう少し考えないといけないかもしれませんが、インパクトとしてはそういうものであるということでもあります。

2番目に、12ページのグラフの出典のところ小さく書いておいたのですが、この根拠は私どもの過去10年ぐらいの補助金のデータの集計があるのですが、そのうちの過去3年分ぐらいを持ってきたものでございます。事業者支援用の補助金の交付決定額

の平均値でありまして、補助金の対象になっている、500キロワット未満のものを足し合わせて、平均をとったものであります。ただ、若干、特異値といいますか、シースルー型で、キロワット何百万もするようなものが入っていたので、それを抜いたりして、平均値をとっています。

なお、事業者に対する補助金のほかに自治体等に対する補助金があります。自治体向けの補助金のほうは、要するに2分の1補助でやっている部分なのですけれども、こちらのほうは若干、事業者向けよりも単価が高い傾向にあります。

もう一つは、非住宅のほうで、10ページのようなモデルで計算したら、どうなるのかというご質問もございましたけれども、余剰比率が2割とか1割とか非常に小さいので、それで計算すると実は相当高く買い取らないと合わないというデータもあります。先ほど太陽光以外は15円から20円の間程度で、全量買取を議論されているということでしたけれども、太陽光につきましては当面はそれよりは高くして、しかし、それはだんだん下げていくというイメージではないかと思えます。

佐藤委員からも、この価格の下落に関し、資料で言いますと、5ページのグラフのように価格が下がらないのではないかとのご指摘に関しましては、多分、3年から5年ぐらいの間では、おそらく量産効果と言いますか、学習効果によって下がっていく部分と、あと生産プロセスが若干改善される部分とか材料の調達が若干改善されるとか、そういうところで下がっていくということだと考えています。ただ、10年、20年という単位になってくると、もう少し製品レベルでの抜本的な革新があり得ることなのかなということではありますが、当面、3から5年ぐらいの間は、線形的に下がっていくということと考えています。

最後に、これはむしろメーカーへのご質問ということであつたのですが、非住宅が下がらない理由ですけれども、私どもの分析はまだ件数が、例えば22年度でも300件とか400件という件数でございまして、住宅に比べると2ケタぐらい小さいのかなと思つていまして、要は、まだ標準化が進んでいないというのがおそらく最大の問題だと思います。学校の屋根とか病院の屋根とか、それぞれごとに設計をし直しているという問題と、それからやはり住宅に比べると、住宅の場合は屋根に張るだけなのですけれども、ビル等の場合はどうしても、陸屋根で上にフレームを組んでということもあるのかなということでした、そういうことかなと思えます。

とりあえず、委員の方から出たご質問にお答えしてきますと、以上でございますけれど

も、若干、手計算でやったりなんかしているので、不正確な部分もあろうかと思えますけれども、イメージとしてはそういうことかなと思います。

○柏木委員長

ありがとうございました。できれば、この4月からの話ですから、なるべく提案されたもので、ご了承いただきたいと思っていたのですけれども、どうも1回で済ませるというわけにもいかないと。国民負担の話ですから、慎重にということだと思います。ただ、一般的に間違いなく言えることは、国内制度でこれを始めていますから、再生可能エネルギーに関しては普及促進を図る、という方向で問題ないということではないかと思えます。ただ、金額はできれば下げていきたい。太陽光発電システムの価格を3年から5年で半額程度にすることを目指すとしているわけですから。今の住宅用の余剰に関しては、42円。6円下げることに対して、それほどご異論はなかったような気がいたしました。問題なのは40円ですよね。非住宅用、これは余剰だけで、量が少ないということもあるのですけれども、これはやはり賛否両論ありました。もちろん事業者としては、メッセージ性ありというご意見が複数あったことは間違いありません。ただ、上げることにに対して、ロジックが多少単純だと。補助金がなくなる分、数式でやっても、ちょっと待てというご意見もあったように思います。ですから、回収とか、そういうことではなくて、40円とか、あるいは幾らか、40円になったっていいのですけれども。もう少し、そのロジカルな側面を出して、こういうことをやることによって、極めてメーカーサイドからしても、コスト低減効果が図れて、グリッドパリティを下回る企業が我が国から出せるというぐらいのメッセージ性がきちんとないと、説得性がないと。国民負担ですから、やはりそのぐらいはしたほうがよいような気がして、私は聞いていました。

あとはコストに関しては、これから単発的に、どんと出すというよりは、これからの低減のロードマップというか、こういうものもあわせてお示ししておかないと、なかなか行き当たりばったりで幾ら幾らというわけにはいきませんねということもあわせて重要だにご指摘がありました。そういう意味では、この間ご承認いただいた再生可能エネルギーの全量買取制度ということが法律で可決されるということになりますと、早ければ来年になりますから、この制度の継続性はすごく重要になってきて、特に非住宅用に関しては、ちょっとエアポケットのような格好になっていて、補助金もなくなるということになります。ただ、住宅用に関しては、余剰を原則貫くことは継続性から言うと、非常に好ましいのではないかと聞いておりました。ただ、今回のものは、例えば非住宅用にしても今回

限りなのですよ。ですから、全量買取制度に移行したからといって、これが前例になるかならないかという、ならないと言うと、うそになるかもしれないけれども、なると言っても、うそになる、そんな感じですけども、そこら辺はどうですか。これは、非常にナーバスな話なのですが。何となく、これが前例になって、これがありきで、その後、全量買取制度に進んでいくのか、あるいは今回まだ、今年いっぱいこれをやらなくてはいけないわけで、もし全量買取制度が実現しない場合は、これがずっと続くわけですよ。そこも含めて、やはりどういうふうな整合性を合わせてやっていくかというのが重要になるような気がしました。だから、不確定要素が非常に多いのです。それを踏まえて、不確定要素があるにもかかわらず、大所高所から皆さんにご意見を言っていて、どこかでまとめていかないといけませんから、まとまらない意見を言われても困ってしまうわけで、まとめていく方向にはどうしたらいいかというのをやるということは、今回1回ではちょっと無理だというふうに私は思いました。ですから、お手数ですがもう1回開催させていただくというふうにしたいと思いますが、いかがでしょうか。賛否両論があるところは、もう一度やはりロジカルに少し整合性を合わせながら、今日のご意見を踏まえて、論点をまとめ、そして、なるべくこういう方向で皆さんが納得するところで、もう1回やらせていただくというふうにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柏木委員長

では、もう1回開催ということにしたいと思います。ありがとうございます。それでは、広報に関し、ご説明をお願いします。

○渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

資料2の最後の2ページ、16と17ページに関して、ご説明をしたいと思います。

これまでの広報の実績につきまして、簡単にご報告いたしますと、16ページでございますが、22年の最初のころ、2月から3月ぐらいいにかけては、全国でソーラータウンミーティングですとか、シンポジウムですとか、この太陽光の余剰買取制度のPRのためのシンポジウム等の会をやってまいりました。また去年の3月には、全戸配布リーフレットと言いまして、電力会社さんにご協力いただいて、すべての需要家さんに余剰電力買取制度のPRのためのリーフレットの配布等もやらせていただきました。またコールセンターを設置しまして、その後、大変多数のお問い合わせを受けたのですけれども、私どもで対応をさせていただきました。

4月からは一転して、むしろ現在検討中の再生可能エネルギーの全量買取制度のことについての広報活動で、同じく全国でのシンポジウム、フォーラムの開催ですとか、あるいは新聞、テレビ等を使った広報活動をやってまいりました。12月にはロゴマークもつくりまして、これは17ページにございますけれども、こういったロゴマークを使ってPRをしていこうということでございます。ロゴマークはご協力くださる方は、名乗り出ていただきますと、お使いいただけますので、ぜひご協力をよろしくお願いいたします。

17ページが今後の広報活動でございます、まず1月、今月の下旬でございますけれども、既に載り始めているかもしれませんが、地方紙で全量買取制度のPRをしております。1月下旬の新聞広告、すべての地方紙のところと、それから2月のところにありますけれども、NHK教育テレビ放送、この2つが全量買取制度についてのPRでございます。逆に、現在の余剰電力買取制度の広報ということでは、特に4月からいよいよ太陽光発電促進付加金がスタートするということでございますので、それを中心とした広報活動が、2月のところでございますけれども、昨年と同じようにポスターとかリーフレットの配布で、3月には昨年と同じように全部で6,400万部ほどのチラシを配布することを考えております。また3月は新聞広告ですとか、交通広告あるいはフリーペーパーとか雑誌への寄稿も続けていきたいと考えております。今年も3月からコールセンターを設置して、きちんとした対応ができるようにしたいと考えております。

簡単ですけれども、以上でございます。

○柏木委員長

どうもありがとうございました。いずれにしましても、太陽光発電促進付加金はこの4月からの電気料金に明記されて徴収が始まります。電促税等と同じような扱いになりますし、これをセットで払わないと電力の供給がとまることもあるということになりますので、極めて重要な問題ですから、広報に関しては知らないということがないように周知徹底していくことは今後の課題であると思います。いずれにしましても、今日の話で、太陽光発電促進付加金単価については、ご了承いただきましたので、早速、電力会社におかれては、その方針で進めていただくということになると思います。買取価格の見直しにつきましては、住宅用の買取価格42円等に関してはいいとして、非住宅用及び10キロワット以上の住宅用の買取価格40円等に関しては、もう一度よく精査をさせていただくということで、委員会をもう1回開催させていただければと存じます。

最後に、事務局から今後の取り扱いにつきまして、ご説明をいただきたいと思います。

○渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

今の柏木先生のおまとめのおりなのですけれども、太陽光発電促進付加金につきましては、この後、内部手続きがございますけれども、それが明日中ぐらいに終了して、明日には正式に認可される見込みでございます。また、あわせて今日、この後、1時半からプレスに対してもその発表を行いたいと考えております。買取価格につきましては、次回またご議論をいただきたいと思っておりますので、私どものほうでまた整理をさせていただいて、資料等をつくりまして、次回またご審議いただきたいと思っております。日程につきましては、2月の第2週ごろを考えておりまして、立て続けで恐縮でございますけれども、また具体的な日程につきましては後ほどメール等でご案内させていただきたいと思っております。以上です。

3. 閉会

○柏木委員長

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。もう1回開催させていただきますので、ぜひそれまでによくお考えいただき、なるべく良い方向にまとめられるようお願いいたします。どうもありがとうございました。

— 了 —

【問い合わせ先】

経済産業省資源エネルギー庁

省エネルギー新エネルギー部

新エネルギー対策課再生可能エネルギー推進室

電話：03-3501-1511（内線：4455）

FAX：03-3501-1365